

# 神崎町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 6,500	千円 2,774,578	千円 216,005	千円 597,001	% 21.5	% 21.9

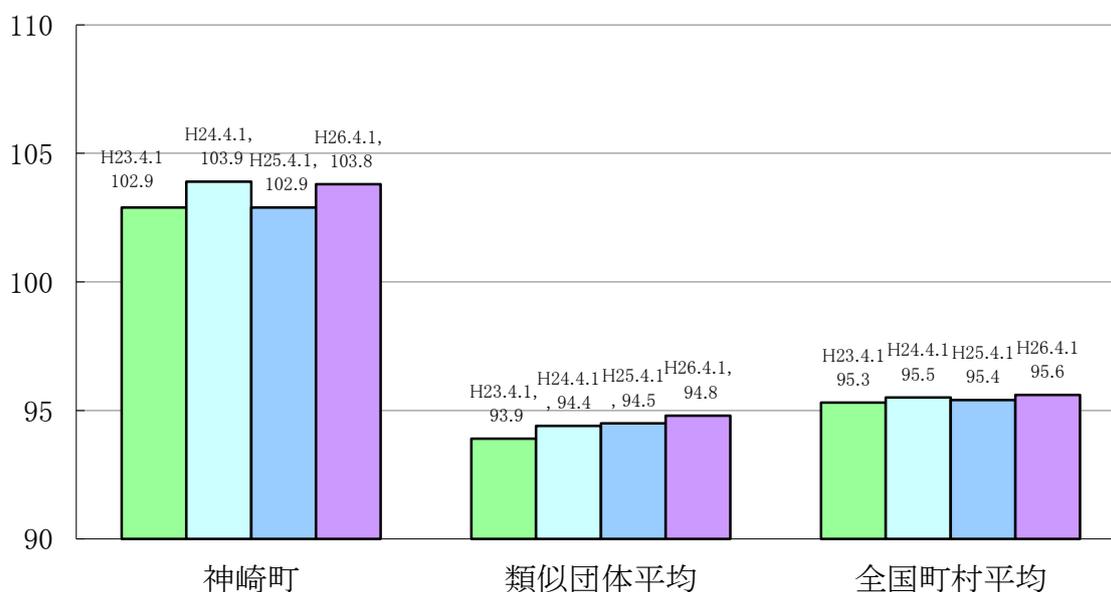
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 68	千円 257,713	千円 34,046	千円 94,345	千円 386,104

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,678	千円 5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数の長い管理職が多いことがひとつの要因と考えられる。特定の年代に職員が偏らないよう定員管理の適正化に努めていきたい。

平成27年4月から28年5月まで4級以上の職員の給料月額を4%減額している。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	% 0.34	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
26年度	月	月	月	月	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.14%引下げ。若年層については、引下げを行わず、高齢層については引下げ幅が大きくなっている。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）＊本町は地域手当を支給していません。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合 (H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
神崎町の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に、通勤手当について県と同様に見直しを実施。（管理職特別勤務手当平成27年4月1日実施、通勤手当平成26年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神崎町	42.7歳	341,288円	389,224円	360,019円
千葉県	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	310,381円	354,449円	336,306円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
神崎町	47.2 歳	9 人	295,977 円	308,856 円	298,656 円	—	—	—	—	
うち学校給食調理員	42.8 歳	3 人	275,700 円	282,333 円	279,366 円	調理士	44 歳	295,600 円	1.05	
うち用務員	46.4 歳	2 人	295,500 円	295,500 円	295,500 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.48	
千葉県	51.3 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	—	—	—	—	
国	50.1 歳	3119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—	
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	—	—	—	—	
区 分	参 考									
	年収ベース(試算値)の比較									
	公務員(C)	民間(D)	C/D							
	神崎町	—	—							
うち学校給食調理員	4,409,584円	4,006,500円	1.10							
うち用務員	4,591,201円	2,747,000円	1.67							

\* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成 23～25 年の 3 ヶ年平均)

\* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

\* 平均給与月額は賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」、年収ベースは「きまって支給する現金給与額」を 1.2 倍したものに年間賞与の額を加えた試算値。

③ 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神崎町	40.6歳	327,168円	381,583円	338,668円
千葉県	43.3歳	329,871円	407,410円	370,344円
国	43.5歳	372,375円	—	443,555円
類似団体	40.2歳	294,470円	352,156円	317,930円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		神 崎 町	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	180,800 円	172,200 円
	高 校 卒	146,200 円	146,200 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	143,500 円	—
	中 学 卒	—	130,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

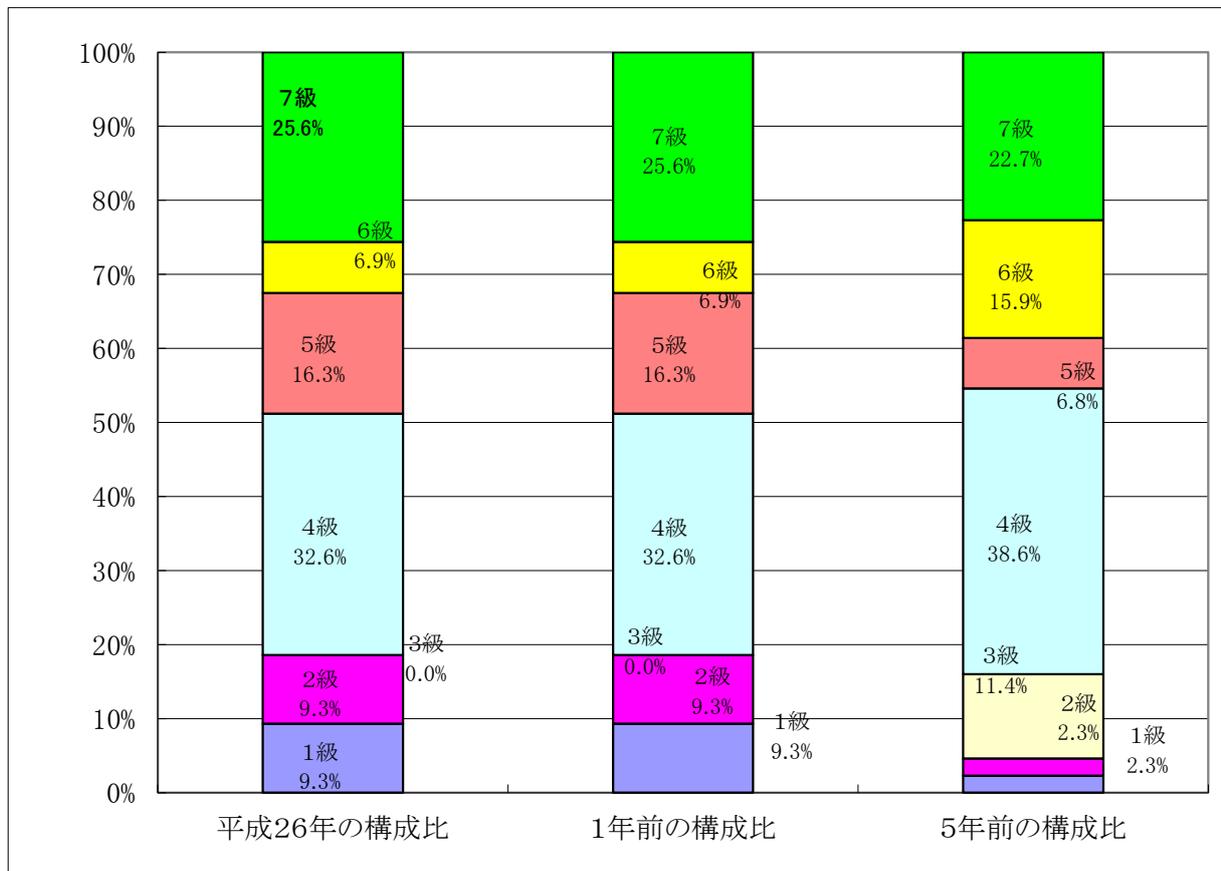
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	—	—	388,000 円	—
	高 校 卒	—	361,800 円	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	327,800 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	4 人	9.3 %	137,200 円	243,700 円
2 級	主事・技師	4 人	9.3 %	187,800 円	307,800 円
3 級	主任主事・主任技師	0 人	0.0 %	224,600 円	356,300 円
4 級	副主査	14 人	32.6 %	261,900 円	393,300 円
5 級	係長・副主査	7 人	16.3 %	289,200 円	408,400 円
6 級	課長補佐・室長補佐	3 人	6.9 %	320,600 円	427,800 円
7 級	課長・室長・局長・主幹	11 人	25.6 %	366,200 円	462,200 円

- (注) 1 神崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の3級及び4級を統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

### 1. 勤務成績評定の実施状況

人事評価制度を導入し、勤務成績の評定を行っている。

### 2. 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度の本格実施を行ったばかりのため、まだ昇給への反映は行っていない。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,386 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,539 千円	—
（25年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15・20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

休業等の場合は期間率により調整。勤務評定は今のところ未反映。

### (2) 退職手当（26年4月1日現在）

神 崎 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.87 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし） 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 27,969千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（26年4月1日現在）

\* 神崎町は地域手当を支給していません。

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
防疫作業手当	一般行政職 看護保健職	伝染病・家畜 伝染病予防業務	千円 0	日額400円
行路病死人 取扱手当	一般行政職	行路病死人 取扱業務	千円 0	1件当たり 1,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	19,262 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	326 千円
支給実績（24年度決算）	17,114 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	290 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外 1人 6500円 （16歳～22歳までの 子1人5,000円加算）	同		7,677千円	239,906円
住居手当	家賃12,000円を超える 場合に限り家賃の 額に応じて支給 （最高27,000円）	同		1,233千円	308,125円
通勤手当	電車バス利用 6か月分の定期代全 額支給 乗用車等の場合 使用距離に応じて 2,000円から 32,330円を支給	異	定期代限度額 55,000円 乗用車等の場 合の限度額 24,500円	3,833千円	75,155円

管理職手当	管理職員に対し 22,000円（定額） 支給	異	支給区分・支 給額の相違	3,432千円	264,000円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務 時間に勤務したとき1 時間につき給料月額1 時間当たりの135%を 支給	同		298千円	5,039円
宿日直手当	宿日直勤務1回につ き4,200円	同		1,302千円	26,040円

\* 水道事業（公営企業会計）を除く

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	540,000 円 ( 750,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円
	副 町 長	484,500 円 ( 570,000 円)	675,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	231,000 円 ( 円)	360,000 円 / 205,000 円
	副 議 長	193,000 円 ( 円)	320,000 円 / 164,900 円
	議 員	174,000 円 ( 円)	300,000 円 / 145,500 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(25年度支給割合) 4.3月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 3.0月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 540,000円×在職月数×0.35	(1期の手当額) 9,072,000円 (支給時期) 任期ごと
	副 町 長	484,500円×在職月数×0.25	5,814,000円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

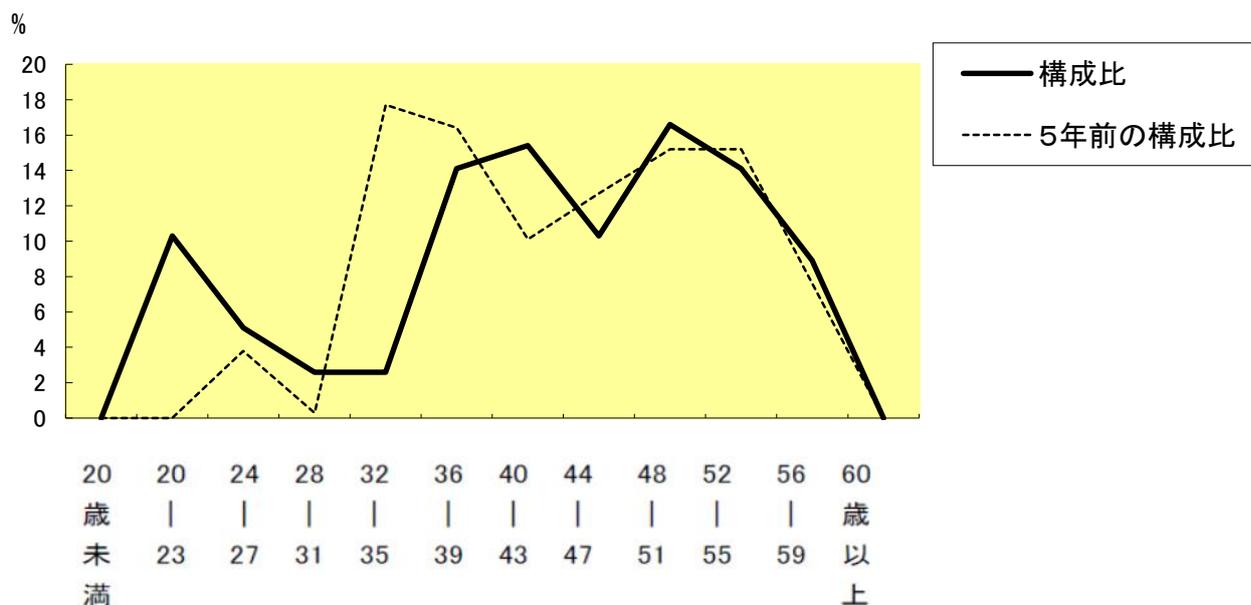
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		
		総 務 企 画	17	17		
		税 務	5	5		
		民 生	20	20		
		衛 生	5	5		
		労 働	0	0		
		農 林 水 産	5	5		
		商 工	0	0		
	土 木	4	4			
		計	57	57		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 88.24人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.04人)
	教 育 部 門	12	12			
	小 計	69	69		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 106.81人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.28人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	6	6			
	国 保	2	2			
	介 護 保 険	2	2			
	小 計	10	10			
合 計		79	79		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 122.29人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	8人	4人	2人	2人	11人	12人	8人	13人	11人	7人	0人	78人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	57	56	57	56	57	57	0 (0%)
教育	13	12	12	12	12	12	△1 (△7.69%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	70	68	69	68	69	69	△1 (△1.43%)
公営企業等会計計	10	9	9	9	10	10	0 (0%)
総合計	80	77	78	77	79	79	△1 (△1.25%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 229,327	千円 △76,120	千円 30,802	% 13.4	% 21.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	参考(水道事業平均) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
25年度	人 6	千円 21,031	千円 2,078	千円 7,710	千円 30,819	千円 6,164	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。職員数6人のうち1人分は一般会計で支出(兼務職員)

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 崎 町	49.8 歳	384,178 円	518,379 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(25年度) 1,605 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

※ 一般行政職と同内容

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

※ 神崎町は地域手当を支給していません。

エ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	991 千円
職員1人当たり平均年額（25年度決算）	198 千円
支給実績（24年度決算）	903 千円
職員1人当たり平均年額（24年度決算）	226 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（26年4月1日現在）

※ 一般行政職と同内容